

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成の期限（工事落成の期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣からどのような処分を受けるか。電波法（第11条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 工事落成期限の延長の申請をするよう命ぜられる。
- 2 速やかに工事を落成するよう命ぜられる。
- 3 無線局の予備免許を取り消される。
- 4 無線局の免許を拒否される。

[2] 次の記述は、電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむね A、総務省令で定めるところにより、 B、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の C その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査を行うものとする。

	A	B	C
1	3年ごとに	無線局の数	使用の態様
2	3年ごとに	無線局の使用している周波数帯別の周波数の数	点検状況
3	5年ごとに	無線局の使用している周波数帯別の周波数の数	使用の態様
4	5年ごとに	無線局の数	点検状況

[3] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C の機能に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備
2	周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備
3	周波数の偏差	空中線電力の偏差等	他の無線設備
4	周波数の偏差	高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備

[4] 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器でなければ、施設してはならない(注)ものはどれか。電波法(第37条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器

[5] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	P0N	パルス変調であって無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
2	G1C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	テレビジョン(映像に限る。)
3	F3E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
4	D7D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

[6] 主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法(第39条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人等(注)は、主任無線従事者を選任しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
注 免許人又は登録人をいう。以下3及び4において同じ。
- 2 主任無線従事者は、電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 3 無線局の免許人等が選任し、その届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 4 無線局の免許人等が選任し、その届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が職務を行うために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

[7] 次の記述は、擬似空中線回路の使用等について述べたものである。電波法（第57条及び第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) A を行うために運用するとき。
- (2) B を運用するとき。
- ② B 及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を C 。

	A	B	C
1	近傍にある無線局と通信	実用化試験局	使用してはならない
2	近傍にある無線局と通信	実験等無線局	使用することができる
3	無線設備の機器の試験又は調整	実験等無線局	使用してはならない
4	無線設備の機器の試験又は調整	実用化試験局	使用することができる

[8] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第52条、第53条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 B は、免許状等（注）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 注 免許状又は登録状をいう。
- ③ ①又は②の規定に違反して無線局を運用した者は、 C に処する。

	A	B	C
1	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式、周波数及び運用許容時間	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式及び周波数	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3	空中線電力	電波の型式、周波数及び運用許容時間	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4	空中線電力	電波の型式及び周波数	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[9] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が無線局に対し臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合はどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。
- 2 その無線局の発射する電波の周波数の安定度が総務省令で定める条件を満たしていないと認めるとき。
- 3 その無線局の発射する電波の空中線電力が免許状に記載されたものの範囲を超えていると認めるとき。
- 4 その無線局の発射する電波が重要無線通信に妨害を与えていると認めるとき。

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信等について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A 場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を B ことができる。
- ② 総務大臣は、非常の場合の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ③ 総務大臣は、②に規定する措置を講じようとするときは、 C を求めることができる。

A	B	C
1 発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある	電気通信事業者に要請する	災害対策基本法に規定する指定行政機関及び指定公共機関の協力
2 発生し、又は発生する虞 ^{おそれ} がある	無線局に行わせる	免許人又は登録人の協力
3 発生した	電気通信事業者に要請する	免許人又は登録人の協力
4 発生した	無線局に行わせる	災害対策基本法に規定する指定行政機関及び指定公共機関の協力

[11] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人等（注）が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 C 若しくは空中線電力を制限することができる。

注 免許人又は登録人をいう。

A	B	C
1 6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2 6箇月	電波の発射	周波数
3 3箇月	無線局の運用	周波数
4 3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

[12] 次の記述は、免許状の返納等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に A 。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許はその効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B にその免許状を C 。

A	B	C
1 申請しなければならない	10日以内	返納しなければならない
2 申請しなければならない	1箇月以内	廃棄しなければならない
3 届け出なければならない	10日以内	廃棄しなければならない
4 届け出なければならない	1箇月以内	返納しなければならない